

諮問日：令和元年5月27日（令和元年度（個）諮問第1号）

答申日：令和元年11月15日（令和元年度（個）答申第2号）

件名：福岡家庭裁判所における特定の事件記録中の文書等に記録された保有個人情報
の開示判断（開示対象外）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

特定の少年事件記録に編綴されているドライブレコーダー及び防犯カメラの映像並びに実況見分調書等に記録又は記載された苦情申出人に係る保有個人情報一切（以下「本件対象個人情報」という。）の開示の申出に対し、福岡家庭裁判所長が、本件対象個人情報を記録した文書は保有個人情報開示手続の対象とはならないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第4に定める開示の申出に対し、福岡家庭裁判所長が平成31年4月12日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第8の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第8の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

原判断に対し、苦情を申し立てる。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 本件開示申出書及び本件苦情申出書の記載を踏まえると、開示申出人が開示を求める情報は、特定の少年保護事件に係る事件記録に含まれる情報であると解されるところ、少年保護事件に係る事件記録は裁判事務に関する文書であるから、当該情報は、司法行政文書に記載されている情報とは解されない。

したがって、本件対象個人情報は、保有個人情報開示手続の対象とならない。

2 また、苦情申出人が開示を求める情報は、少年の保護事件に係る事件記録に含まれる情報であるから、少年の保護事件に係る裁判に係る保有個人情報で、当該裁判を受けた者に係るものであり、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）45条1項に規定する情報に相当する。

したがって、この点からも、本件開示の申出に係る情報は、保有個人情報開示手続の対象とならない（取扱要綱記第10の1）。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和元年5月27日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年9月20日 審議
- ④ 同年10月18日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 取扱要綱によれば、保有個人情報開示手続の対象となる保有個人情報は、裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、裁判所の職員が組織的に利用するものとして、裁判所が保有しているもののうち、司法行政文書に記録されているものである。そして、司法行政文書とは、裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した司法行政事務に関する文書、図画及び電磁的記録であって、裁判所の職員が組織的に用いるものとして、裁判所が保有しているものをいい、裁判事務に関する文書は含まれない。

そこで、本件対象個人情報について検討すると、本件開示申出書及び本件苦情申出書並びに裁判所職員の作成に係る口頭聴取書及び電話聴取書の記載内容からすれば、苦情申出人が開示を求める情報は、特定の少年保護事件に係る事件記録に含まれる情報であると解される。少年保護事件に係る事件記録は、裁判事務に関する文書に当たるから、本件対象個人情報は司法行政文書に記録された情報とは認められない。

したがって、本件対象個人情報、司法行政文書に記録された情報とは認められないから、法45条1項に規定する情報に相当するかどうかを判断するまでもなく、保有個人情報開示手続の対象とならない。

- 2 以上のとおり、原判断については、本件対象個人情報は保有個人情報開示手続の対象とならないから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人